

農地整備事業(ほ場整備)メニュー

【高知県農業基盤課】

事業名	①農業競争力強化農地整備事業		②農地中間管理機構関連農地整備事業	③農地耕作条件改善事業	④こうち農業確立支援事業	
規模	大			小		
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・農家負担あり(事業費に対する助成事業あり) ・区画整理事業 ・土地改良区の設立を要す 		<ul style="list-style-type: none"> ・農家負担なし ・区画整理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家負担あり ・道水路整備、区画整理事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家負担あり 	
採択要件等	面積	20.0ha (経営体育成型)	10.0ha (中山間地域型)	5.0ha(中山間地域) (0.5ha以上の連坦化した農地の合計)	なし	なし
	農地集積	担い手農地利用集積率 50%以上 ※担い手: 認定農業者、認定農業者となることが確実と認められる者、特定農業団体等、中心経営体		担い手農地利用集積率 80%以上 ※担い手: 認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想の水準到達者	地域内農地集積促進計画	なし
	事業費	なし		なし	200万円以上	なし
	受益者等	なし ただし、土地改良区設立のため、申請者15人以上必要		全農地について、中間管理権設定(15年以上)がなされていること	農業者2者以上	3戸以上 ただし、認定農業者等は1戸でも可
	その他	○中山間地域 ・振興山村 ・特定農山村 ・過疎地域 等		○目標年度(事業完了後5年以内)に集積率・集約化率が50%ポイント以上向上 ○事業完了後5年以内に収益性20%以上向上	○農地中間管理事業による、重点実施区域に指定されている(される見込みである)こと	
	関連計画書	○農業競争力強化基盤整備計画 ○集積促進整備計画		○集積集約化等促進基盤整備計画	○農地中間管理機構との連携が必要 ○農地耕作条件改善計画	○他事業が利用できない理由書他
事業実施主体	県		県	市町村	市町村	
補助率	国	50%(55%)		50%(55%) +12.5%(7.5%)	50%(55%)	—
	県	35%(30%)		27.5%(27.5%)	10%(10%)	市町村負担の1/2
	市町村	15%(15%)		10%(10%)	40%(35%)	市町村要綱による
	受益者			0%(0%)		上記補助残
負担金軽減事業	促進事業	促進費は地元負担金(元金)が対象				
	機構集積協力金	摘要可				

※補助率内 () 書きは6法指定地の場合を示す

※換地処分を行うほ場整備には、土地改良法手続きが必要となる